

不登校児童生徒の
「指導要録上の出席扱い」に関する
ガイドライン

令和6年9月

小千谷市教育委員会

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

令和元年10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と示されている。

学校による不登校児童生徒への学習指導や支援は対面で行うことを基本とし、個々の状況に応じて家庭訪問や電話連絡等により、生活の様子を確認したり学習プリント等を届けて励ましたりするなど、児童生徒の心に寄り添いながら温かく関わり続けることが大切である。その中で、個々の状況の変化に応じて、児童生徒及び保護者と相談しながら目標を設定したり、別室登校や放課後登校、学校外の公的機関を勧めたり（民間施設等との連携しながら）、児童生徒の社会的自立に向けた取り組みを支援していくことが必要である。

不登校児童生徒の中には、学校に登校することが難しくても、自宅において学習プリント等やICTを活用した学習活動を行うなど、社会的自立に向けて懸命の努力をしている者もいる。その努力を認め、支援することを目的とし、令和元年10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を踏まえ、不登校児童生徒が学習活動を行った日数について、一定の要件を満たす場合に、指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

小千谷市教育会として、通知の内容を踏まえ、指導要録上の出席扱いに該当するかを校長が総合的に判断するための目安を示すものである。

<参考資料>

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日 文部科学省)
- ・「(別記1)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
- ・「(別記2)不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の 指導要録上の出欠の取扱いについて」
- ・「(別紙)指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」
- ・「(別添3)民間施設についてのガイドライン(試案)」
- ・「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」(令和6年3月 長岡市教育委員会)
- ・「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」(令和5年2月 三川町教育委員会)
- ・「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」((令和5年12月 西宮市教育委員会)
- ・「義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン(令和4年3月 西宮市教育委員会)
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善 について(平成31年3月29日 文部科学省)

2 不登校児童生徒の状況の主な段階と指導要録等の取扱い

	区分	状況	内容	出席簿	指導要録	
A	学校	学級	登校渋り	行き渋るが、保護者や学校での関わりにより登校して、学級で学習する。	出席	出席
B			不登校傾向	週1, 2日程度の欠席、遅刻を繰り返しながら登校して、学級で学習する。	出席	出席
C		学級外	別室登校	学級以外の部屋(校内教育支援センター、保健室等)に登校して、教育相談を受けたり、学習したりする。	出席	出席
D			時間差登校	放課後等の時間帯に登校して、教育相談を受けたり、学習したりする。	出席	出席
E			短時間登校	1～数時間、給食のみ、部活動のみ等、短時間登校して、教育相談を受けたり、学習したりする。	出席	出席
F			玄関登校	職員玄関や児童玄関、車内で挨拶したり、会話したりする。	出席	出席
G	学校外	自宅	家庭訪問(本人と会う)	教員が本人と会って、教育相談、学習支援、会話、学習プリント等を渡す。	出席	出席
H			家庭訪問(本人と会う)	訪問支援員SSW、SCと本人とのやりとり	出席	出席
I			家庭訪問(本人と会えず)	教員が本人と会えず、保護者や家族との面談のみ。	欠席(事故欠)	欠席(事故欠)
J			自宅に引きこもりがち	ICTを活用した学習活動等	出席にできる	出席にできる
K		公的施設	通所	市教育支援センター「マイルーム」に通所して学習する。	出席にできる	出席にできる
L		民間施設	通所	市教委が認めるフリースクール等	出席にできる	出席にできる
M			通所	市教委が認めていないフリースクール等	市教委相談	市教委相談
N	通所		学習塾(不登校支援が主目的)	市教委相談	市教委相談	
O	通所		学習塾(学習指導が主目的)	欠席(事故欠)	欠席(事故欠)	
P	通所		放課後デイサービス(不登校支援)	市教委相談	市教委相談	
Q	児童相談所一時保護			出席	出席	

3 指導要録上の「出席扱い」を判断するまでの流れ

(1) フリースクール等民間施設に通う場合

- ① 不登校児童生徒保護者から出席扱いに関する申し出、または学校による認知。
- ② 学校が不登校児童生徒の状況や通所する民間施設について、本人、保護者から聞き取りをする。
- ③ 学校は当該民間施設の視察をする（状況により教育委員会も視察）。
※小千谷市教育委員会が要件を満たしていると認めた施設については、視察を行う必要はない。

【小千谷市教育委員会が認めた民間施設】 令和6年8月31日現在

- 「学びスペース あうるの森」(長岡市石内2-3-9)
- 「レアレア(学校法人英智学院)」(長岡市城内2-6-17)
- 「児童発達支援・放課後等デイサービス あすなろ」(長岡市曙3-3-18)

- ④ 学校内において「出席扱い」に関して協議する。
- ⑤ 校長が「出席扱い」の適否について判断し、保護者に伝える。

※ 必要に応じて市教育委員会へ相談、報告する。

(2) 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合

- ① 不登校児童生徒保護者から出席扱いに関する申し出、または学校の判断。
- ② 学校が不登校児童生徒の学習状況を「学習実績報告表(日付、学習時間、内容等)」確認する。
※民間事業者が提供する教材を活用した学習活動を行った場合で、当該民間事業者が作成した「学習実績報告表」等がある場合は、その添付でよい。
※「出席扱い」とする場合の一日の活動の最低時間は、一単位時間(小学校:45分、中学校:50分)を目安とする。

- ③ 学校内において「出席扱い」に関して協議する。
- ④ 校長が「出席扱い」の適否について判断し、保護者に伝える。

※ 必要に応じて市教育委員会へ相談、報告する。

4 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合

- 【校長が指導要録上の「出席扱い」を判断する要件等】（令和元年10月25日 文科省通知より）
- ・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
 - ・民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること。
 - ・当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること。
 - ・学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること。

【指導要録上の出席扱い」とする判断の要件】

(1) 学校、家庭、フリースクール等との関係について	
①	学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。 ※学校は定期的に家庭訪問や面談、電話連絡等による状況把握を行う。
②	児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に、児童生徒やその過程を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。 ※月に1回程度を目途にフリースクール等から学校へ情報提供が行われること。
③	フリースクール等での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等の間に、連携・協力関係が保たれていること。
(2) 実施主体について	
①	法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
②	不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
(3) 支援のあり方について	
①	受入れに当たって本人・保護者と面談等を行い、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
②	指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
(4) 支援スタッフについて	
①	支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題等について知識・経験をもち、その指導にあたっていること。
②	カウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等の専門的知識と経験をもとに適切な指導がなされていること。

【留意点】

- (1) フリースクール等における学習の計画や内容が、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。
- (2) 出席簿上の記載については、出席日数の内数として「出席扱い」とした日を備考欄に記入すること。
(記入例) 「〇〇スクール 30日、マイルーム 20日」
- (3) 指導要録（指導に関する記録）への記載については、出席日数の内数として「出席扱い」とした日数及び児童生徒が通所または入所した学校外の施設名を備考欄に記載すること。
(記入例) 「出席扱い 50日 〇〇スクール 30日、マイルーム 20日」

5 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合

【校長が指導要録上の「出席扱い」を判断する要件等】（令和元年 10 月 25 日 文科省通知より）

- ・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・ICT や郵送、FAX などを利用して提供される学習活動であること。
- ・訪問等による対面指導が適切に行われること。
- ・当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること。
- ・校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分に把握すること。
- ・学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること。

【「指導要録上の出席扱い」とする判断の要件】

(1) 学校、家庭、フリースクール等との関係について	
①	学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。 ※学校は定期的に家庭訪問や面談、電話連絡等による状況把握を行う。
②	学校の訪問等による対面指導が、定期的、継続的に行われていること。 ※対面指導を行う者は、学校職員、SC、SSW、担当校訪問支援員等。 ※対面を原則とするが、本人や保護者の都合等で困難である場合は、オンラインを活用するなど適切に支援や相談が行われるよう工夫すること。
③	フリースクール等が提供する ICT 教材を活用した学習を行う場合は、月に 1 回を目途にフリースクール等から学校へ情報提供が行われること。
(2) ICT 等を活用した学習活動 について	
①	原則、小中学校教育課程に準じる学習内容で、コンピュータやインターネット、遠隔隔教育システム、郵送、FAX などを利用して提供される学習活動であること。 (例) ・民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習 ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習 ・ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）」等
②	当該児童生徒の学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
③	学習内容や実施時間について学校が把握できること（参考様式 ）。

【留意点】

- (1) 基本的に、当該不登校児童生徒が、フリースクール等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記 1 の (1) の②のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (2) 自宅における ICT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、段階的に学校での対面指導やフリースクール等での相談・指導へつなげたりするなど留意すること。
- (3) ICT を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (4) ICT 等を活用した学習の計画や内容が、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。
- (5) 出席簿上の記載については、出席日数の内数として「出席扱い」とした日を備考欄に記入すること。
(記入例) 「自宅 ICTT 等学習 20 日」
- (6) 指導要録（指導に関する記録）への記載については、出席日数の内数として「出席扱い」とした日数及び児童生徒が自宅において ICT 学習等を活用した学習を行った旨を備考欄に記入すること。
(記入例) 「出席扱い 20 日 自宅 ICTT 等学習 20 日」